

改良相互、扶助職業、紹介其他職業ニ関スル利益ノ保護増進ヲ圖ルヲ以テ目的トス

(5) 労働組合ノ設立ハ道、府、縣、地域ヲ標準トス

(6) 労働組合ノ設立者ハ定款ヲ作り行政

官廳ノ認可ヲ受クヘシ

(7) 労働組合ノ決議又ハ事業カ法令又ハ定款ニ違反シ其他公益ヲ害スルノ虞アル場合ニハ行政官廳ハ組合ノ解散其他必要ナル處分ヲナスコトヲ得

(8) 労働組合ノ役員ハ理事監事トス

(9) 同種又ハ類似ノ企業ニ於ケル労働組合